

(株)朝日信託が提供する「遺産整理業務」

項 目	項 目 説 明																
1. どのようなお客様が対象となるか	<ul style="list-style-type: none"> ● 相続に関する手続きが大変と思われる方 ● 相続人が多い方 ● 相続人がご高齢な方 ● 遺産の内容が複雑な方 ● 相続の手続きをしている時間がない方 ● 円満な相続分割を実現させるために専門的なアドバイスを求められる方 ● 相続人が遠方に居住している方 ● 自筆証書遺言があるが、後の手続きについてわからない方 																
2. 遺産整理業務の流れ	<ol style="list-style-type: none"> ① ご相談⇨相続人の方から遺産概要、相続人の状況、遺言の有無などをお聞きしたうえ、基本方針を策定し、相続・分割に必要な書類やお手続き、スケジュールについてアドバイスします。 ② 遺産整理業務の申込受付⇨相続人から遺産整理業務着手申込みを受け、相続人調査・確定を行います。 ③ 遺産整理に関する委託契約書の締結⇨相続人全員の方と遺産整理に関する委任契約を締結します。その中から相続人代表の方を決めていただき、窓口となっていただきます。 ④ 遺産の調査・収集⇨遺産や債務について調査。権利証・通帳・証書・有価証券など分割に必要なものをお預かりします。 ⑤ 相続財産の調査・報告⇨収集した資料を基に、相続財産の確定と評価を行い報告します。 ⑥ 財産目録の作成・報告と遺産分割協議書の作成⇨相続人全員で分割協議を行っていただきます。分割は専門のスタッフがアドバイスします。分割協議が調えば、遺産分割協議書を作成します。 ⑦ 遺産分割手続の実行⇨分割協議書に基づき、不動産・預金の名義書き換えや換価処分を行います。 ⑧ 相続税の納付⇨相続開始後 10 か月以内に相続税を納付しなければなりません。納税資金計画を税理士と共にアドバイスさせていただきます。 ⑨ 遺産整理完了の報告⇨全ての手続を終え、「遺産整理完了報告書」を作成しご報告します。 																
3. 遺産整理報酬	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">財産額</th> <th style="width: 25%;">率</th> <th style="width: 25%;">財産額</th> <th style="width: 25%;">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 億円以下</td> <td>1.0450% (消費税込み)</td> <td>5 億円超 10 億円以下の部分</td> <td>0.2090% (消費税込み)</td> </tr> <tr> <td>1 億円超 3 億円以下の部分</td> <td>0.5225% (消費税込み)</td> <td>10 億円超の部分</td> <td>0.1045% (消費税込み)</td> </tr> <tr> <td>3 億円超 5 億円以下の部分</td> <td>0.3135% (消費税込み)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>執行対象財産の相続税評価額に上記の率を乗じた金額の合計額としますが、最低報酬額を 880,000 円 (消費税込) とします。但し、当金庫にお預けいただいている預金、投資信託、預かり資産については、財産額 3 億円以下の部分は 0.3300%【消費税込】の特別料金で対応します。3 億円超の部分は、上表の率が適用されます。尚、本特例を使用しても最低報酬額は変更ありません。</p>	財産額	率	財産額	率	1 億円以下	1.0450% (消費税込み)	5 億円超 10 億円以下の部分	0.2090% (消費税込み)	1 億円超 3 億円以下の部分	0.5225% (消費税込み)	10 億円超の部分	0.1045% (消費税込み)	3 億円超 5 億円以下の部分	0.3135% (消費税込み)		
財産額	率	財産額	率														
1 億円以下	1.0450% (消費税込み)	5 億円超 10 億円以下の部分	0.2090% (消費税込み)														
1 億円超 3 億円以下の部分	0.5225% (消費税込み)	10 億円超の部分	0.1045% (消費税込み)														
3 億円超 5 億円以下の部分	0.3135% (消費税込み)																
4. その他	遺産整理業務が途中で終了した場合の報酬は、別で定める業務段階により報酬額をお支払する必要があります。																